

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十六号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、徴収猶予及び換価の猶予について申請手続等を定める等を行う。

二 内容

(一) 徴収猶予及び換価の猶予

ア 徴収猶予

徴収猶予の申請を行う際の申請書の記載事項、添付書類、訂正期間及び分割納付の方法を定める。

イ 職権による換価の猶予

地方団体の長が職権による換価の猶予を行う際に提出を求めることができ
る書類及び分割納付の方法を定める。

ウ 申請による換価の猶予

換価の猶予の申請を行う際の申請期間、申請書の記載事項、添付書類、訂
正期間及び分割納付の方法を定める。

エ 担保の提供が不要な場合

猶予金額が百万円以下又は猶予期間が三月以内等の場合とする。

(二) 法人事業税

法人事業税の収入割が課税される事業に、貿易保険業を加える。

(三) 不動産取得税

都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、認定計画に基づき、当該認定
計画の事業区域の区域内（特定都市再生緊急整備地域を除く。）において、平
成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に認定事業の用に
供する不動産を取得した場合、当該不動産に係る不動産取得税の課税標準から
控除する額を、当該不動産の価格の五分の一に相当する額とする。

(四) その他

地方税法等の改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

平成二十八年四月一日。ただし、二(二)については、平成二十九年四月一日。二
(三)については、公布の日。二(四)のうち引用条文の項の変更に伴う規定の整備につ
いては、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）
の施行の日。